

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、1月20日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396** 

**[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

 区HP  区HP(やさしい日本語)

#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 \*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**


#### 墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443


月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 申込期限は、2月28日(必着)まで！対象になるかご確認ください！

## 子育て世帯生活支援特別給付金



ひとり親世帯分 

ひとり親世帯以外の世帯分 

現在実施中の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の申込期限は、2月28日(必着)までです。該当する方は期限までに申請してください。詳細は区ホームページをご覧ください。

**[問合せ] ▶ 子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376・6160 ▶ 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903**

### ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

#### 都市計画図書が閲覧できます 都市計画道路の変更

都市計画道路(東京都市計画道路幹線街路補助線街路第110号)の変更が、都により都市計画決定されました。この内容に関する都市計画図書が閲覧できます。

**[閲覧場所]** 都市計画課(区役所9階)、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(新宿区西新宿2-8-1第二本庁舎12階)**[問合せ]** ▶ 都市計画図書の閲覧＝都市計画課都市計画・開発調整担当 ☎5608-6265 ▶ 内容＝東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎5388-3379

#### 住所・電話番号が変わります すみだ清掃事務所分室

すみだ清掃事務所分室は、大規模修繕工事が終了したため、2月6日に現在の亀沢一丁目から移転します。

**[移転後の住所・電話番号]** 東向島5-9-11・☎3613-2228**[問合せ]** すみだ清掃事務所分室 ☎5637-8905

#### 増設します フードドライブの常設窓口

家庭で余っている食品を集め、福祉団体やフー

ドバンクなどに寄付するフードドライブの常設窓口を、2月6日(月)から増設します。ぜひ、ご協力をお願いします。なお、受け付け時に職員が食品を確認し、条件を満たしていない場合は、回収できない場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。

**[とところ]** ▶ すみだ清掃事務所(業平5-6-2) \*開設済み ▶ すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11) \*受け付けは2月6日～**[対象]** 米、インスタント・レトルト食品、コーヒーなどの嗜好品、調味料、缶詰、パスタなどの乾物類(生鮮食品、アルコール類、冷凍食品を除く)で次の全ての要件に当てはまるもの▶未開封で賞味期限が2か月以上ある ▶常温保存できる**[問合せ]** すみだ清掃事務所分室 ☎5637-8905 \*2月6日以降は ☎3613-2228

#### 資源の有効活用にご協力を 古着・水銀式体温計等の回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や水銀式の体温計・血圧計等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。

**[回収日時/回収場所]** ▶2月4日(土)/みどりコミュニティセンター(緑3-7-3) ▶2月18日(土)/東あずま公園(立花2-32-12) \*時間はいずれも午前9時～午後2時**[回収品目]** 洗

濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食料品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、水銀式体温計・温度計・血圧計 \*水銀製品の回収は2月4日のみ \*汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり \*詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照**[対象]** 区内在住の方 \*事業者を除く**[費用]** 無料**[持込方法]** 水銀製品はケースに入れるか新聞紙等に包み、その他は回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ \*車での来場は不可**[問合せ]** すみだ清掃事務所分室 ☎5637-8905 \*2月6日以降は ☎3613-2228

#### 取扱業者を募集します 生ごみ処理機・生ごみ処理容器

区では、家庭から出る生ごみのリサイクルと減量を目的に、区民の皆さんに生ごみ処理機・生ごみ処理容器(コンポスト化容器等)をあっせんしています。この生ごみ処理機等を低価格で提供する事業者を募集します。詳細はお問い合わせください。

**[申込み]** 2月12日までに、すみだ清掃事務所分室(亀沢1-8-3) ☎5637-8905へ \*2月6日以降は、東向島5-9-11・☎3613-2228

#### 毎月1日は 墨田区防災の日

2月1日の点検項目  
必需品

身近なところに  
用意して



#### 毎月5日は すみだ環境の日

2月のエコしぐさ  
雨粒は

長い旅して  
湧き水に



新型コロナウイルス感染症対応施策も  
掲載しています

### すみだ産業情報ナビ

いますぐ検索!

すみだ産業情報ナビ



ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

加入団体へ申請してください 家内労働者労災保険特別加入促進補助金

区では、特定の作業に従事する家内労働者に対し、労災保険への特別加入に必要な保険料の一部を補助しています。対象となる家内労働者の特別加入団体に、一括して必要書類を送付していますので、2月17日までに直接団体へ申請してください。【対象】区内在住の家内労働者で、労災保険に特別加入している方【補助率】保険料の1/10【問合せ】経営支援課経営支援担当☎5608-6185

今年は検査の年です 「はかり」の定期検査

商店での取引や学校・病院等で証明に使用する「はかり」は、計量法で2年に1度の検査が義務付けられています。東京都計量検定所の検査員が検査対象の店舗等を訪問して検査します。検査が必要な方には、事前に都から通知します。検査期間までに通知がなかった方や新たに「はかり」を使用するようになった方は、お問い合わせください。【検査期間】2月6日～3月29日 \*土・日曜日、祝日を除く【問合せ】▶すみだ消費者センター☎5608-1516 ▶東京都計量検定所検査課☎5617-6638

ご注意ください にせ税理士・にせ税理士法人

税理士資格のない者が税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。さらに、専門的知識が欠けている等の理由から、納税者が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意ください。税理士の制度および業務については東京税理士会のホームページをご覧ください。【問合せ】▶東京税理士会本所支部☎3626-1148 ▶東京税理士会向島支部☎3614-8528 ▶税務課税務係☎5608-6008

全身の健康は歯と口の健康から 成人歯科健康診査

区では歯と口を健康に保つため、歯科健診を実施しています。特に歯周病は、初期の段階では自覚症状が少なく、気付かないうちに進行し、歯を失う原因にもなります。早期に発見し治療につな

げるためにも、歯科健診を受けましょう。対象年齢の方には、誕生月の下旬に健診票等を送付します。届いていない場合や紛失した場合は、問合せ先へご連絡ください。

【健診期間/健診場所】翌年の誕生日前日まで/区内実施歯科医療機関 \*詳細は、健診票に同封の一覧表を参照【対象】墨田区に住居登録があり、20歳～70歳の5歳ごとの節目年齢を迎えた方【費用】無料【問合せ】すみだけんしんダイヤル☎5608-1599 \*聴覚障害のある方はFAX6862-6571へ \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く)

妊娠から子育てまでを支援します 出産・子育て応援交付金給付事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談でき、ニーズに応じて様々な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産・育児に係る費用負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。詳細は区ホームページをご覧ください。【経済的支援の内容】墨田区に住居登録があり、4年4月1日以降に▶出産した方=子ども1人につき5万円分の子育て応援ギフトを配付 ▶妊娠届出を行った出産前の方=5万円分の出産応援ギフトを配付【申込み】対象の方へ順次送付する案内を参照【問合せ】墨田区出産・子育て応援交付金事業専用コールセンター☎0120-600-127 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

印鑑登録証をご確認ください 劣化した印鑑登録証(カード)の交換

平成12年4月～20年9月に交付した印鑑登録証(カード)の中には、環境に配慮した生分解性プラスチックを使用しており、年数の経過等で劣化し、破損しやすくなっているものがあります。劣化した印鑑登録証(カード)は、新しいものと無料で交換しますので、受け付け窓口までお持ちください。【受け付け窓口】窓口課(区役所1階)、各出張所【持ち物】劣化した印鑑登録証(カード)、登録している印鑑、写真付きの本人確認書類(運転免許証等、官公署が発行する有効期限内のもの) \*代理人が手続する場合は委任状が必要【問合せ】窓口課住民異動係☎5608-6102

本紙毎月1日号8面に掲載しています 「私の好きなすみだ」写真募集

【応募方法】随時、「私の好きなすみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名・撮影場所・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、Eメールで〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉oshirase@city.sumida.lg.jpへ \*写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) \*応募に関する注意事項等は問い合わせるか、区ホームページを参照

区政情報番組 ウィークリー すみだ 2月の番組表 毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区ホームページでご覧になれます。【問合せ】広報広聴担当☎5608-6220

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
2月5日(日)～11日(祝)	Run for the Future			
2月12日(日)～18日(土)	時 日本刀文化の普及・発展をすみだから「両国・刀剣博物館」	Run for the Future	時 日本刀文化の普及・発展をすみだから「両国・刀剣博物館」	Run for the Future
2月19日(日)～25日(土)	知 28万人の平和メッセージ			
2月26日(日)～3月4日(土)	知 28万人の平和メッセージ	時 日本刀文化の普及・発展をすみだから「両国・刀剣博物館」	知 28万人の平和メッセージ	時 日本刀文化の普及・発展をすみだから「両国・刀剣博物館」

\*ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東☎0120-999-000へ

ご加入ください 令和5年度区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、区が窓口となり、車両による交通事故だけがをしたときに、入院や通院の治療期間・治療実日数に応じて保険金が支払われる制度です。自転車に乗る方は「自転車賠償責任」付きのコースをご検討ください。なお、本紙に記載している内容は概要ですので、詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。【保険料(年間)・補償内容等】表1のとおり【保険期間】4月1日午前0時～6年3月31日午後12時【対象】区内在住在勤の方【受け付け場所等】表2のとおり【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社東京公務開発部営業開発課(新宿区西新宿1-26-1)☎3349-9666 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当☎5608-6196 (募集文書承認番号SJ22-13081・2022年12月29日承認)

■各コースの保険料(年間)・補償内容等 (表1)

コース	一時払保険料	補償内容と最高保険金額
XJ	1400円	区民交通傷害Xコース(35万円)+自転車賠償責任(1億円)
AJ	1900円	区民交通傷害Aコース(150万円)+自転車賠償責任(1億円)
BJ	2500円	区民交通傷害Bコース(350万円)+自転車賠償責任(1億円)
CJ	3500円	区民交通傷害Cコース(600万円)+自転車賠償責任(1億円)
A	900円	区民交通傷害Aコース(150万円)
B	1500円	区民交通傷害Bコース(350万円)
C	2500円	区民交通傷害Cコース(600万円)

①犯罪被害やひき逃げによる事故で被った逸失利益・精神的損害等の損害額を、保険金額を限度に補償する「被害事故補償(600万円)」が全コースに付きます。  
②加入は1人1コースのみで、保険料は掛け捨てです。

■申込書の配布・受け付け場所、申込期限 (表2)

区分	申込書の配布・受け付け場所	申込期限
団体	地域活動推進課(区役所14階)	3月10日(金)まで
個人	郵便局・金融機関 地域活動推進課(区役所14階)、各出張所	3月31日(金)まで

③区外の金融機関で手続する場合は、「墨田区」個人加入申込書を持参してください。  
④申込期限以降の中途加入はできません。